

南会東部非出資漁業協同組合
内共第20号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、南会東部非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第20号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（うぐい、わかさぎ、やまめ、いわな及びあゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣及びたも網による遊漁の場合には、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区間及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・方法	規 模
竿 釣	あゆ釣の場合における竿数は、1人1本
た も 網	網の口径は、50センチメートル以下

2 第1項の規定にかかわらず、羽鳥湖における、ボート釣り、撒き餌釣及びオランダ釣は、これを禁止する。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表のイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
うぐい、わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな、やまめ	4月1日から9月30日まで
あゆ	6月1日から12月31日の期間内で組合が別に定めて公示する期間

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する各釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトでも公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条第1項の規定する期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
羽鳥湖のダム堤体上流端から上流500メートルまでの区域及び取水口下流600メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれ同表のイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
いわな、やまめ	15センチメートル
うぐい	6センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生のときは無料とし、中学生又は肢体不自由者のときはあゆ以外の魚種の竿釣りのみ免除する。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
うぐい、わかさぎ いわな、やまめ	竿 釣 手 釣	1日 1,200円（組合事務所又は取扱所） 2,400円（遊 漁 現 場） 1年 6,000円
あゆ	竿 釣	1日 2,500円（組合事務所又は取扱所） 5,000円（遊 漁 現 場） 1年 12,600円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 南会東部非出資漁業協同組合事務所
- (2) 南会東部非出資漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額

- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、遊漁者及び他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は、令和8年1月1日より施行する。